



第62号

平成25年10月5日発行

柏崎刈羽原子力発電所の  
透明性を確保する

# 地域の会

<http://www.tiikinokai.jp>



▲第121回定例会（刈羽村生涯学習センターラピカ 文化ホール）

「地域の会」10周年事業  
～公開勉強会を開催します～  
とき 11月6日(水)15:00～18:00  
ところ 柏崎市産業文化会館 大ホール  
テーマ 原子力に向かい合う対話の形をさがして  
～「地域の会」の今後を見すえて～(予定)

## CONTENTS

第121回・122回定例会	2・3・4
新規制基準の考え方などについて質疑応答	2・3・4
発電所を巡る主な動き	4

▲第121回定例会（刈羽村生涯学習センターラピカ 文化ホール）

## 柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会（「地域の会」）

柏崎刈羽地域では、現に存在する原子力発電所と対峙して生活せざるを得ません。それが事故無く稼動することは、個々の考え方・主張の如何によらず、住民の最低かつ共通の思いです。

「地域の会」では、発電所そのものの賛否はひとまず置いて、安全運転に係る事業者や行政当局の必要にして充分な情報提供に基づき、発電所の安全について状況を確認し、地域住民の素朴な視線による監視活動を行うとともに、必要な提言を行うことを目的に、平成15年5月に発足、設置趣旨に沿った様々な活動を行っています。

### 地域の会 概要

- ①会員は、柏崎市、刈羽村に在住し、会が認める各種団体および地域の推薦を受けた25名以内の委員で構成。任期は2年。
- ②会の任務：
  - (1)原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視
  - (2)事業者等への提言
  - (3)会での議論、活動等の住民への情報提供
  - (4)委員の研修
  - (5)その他会の目的を達成するために必要と認められる事項
- ③県、市、村、国、事業者はオブザーバー、又は説明者として出席
- ④会議の種類：定例会(毎月1回)  
臨時会(必要に応じ開催)
- ※会は、原則すべて公開。

## 概要

開催日 平成25年7月3日（水） 場所 刈羽村生涯学習センターラピカ（文化ホール） 出席者 19名（欠席1名）  
 来賓 刈羽村商工会事務局長、刈羽村区長連絡協議会会長  
 オブザーバー 新潟県、柏崎市、刈羽村、原子力規制事務所（原子力規制庁）、地域担当官事務所（エネ庁）、東京電力（株）  
 内容 •前回定例会以降の動き、新規制基準の考え方などについて質疑応答

**Q** シビアアクシデント対策でフィルタベントの設置が義務づけられたことが話題になっている。ベントにより大気中に放出される放射性物質の放出総量の制限値は決められているか。また周辺住民の被ばく線量の制限値はどうか。

## 【質疑応答】

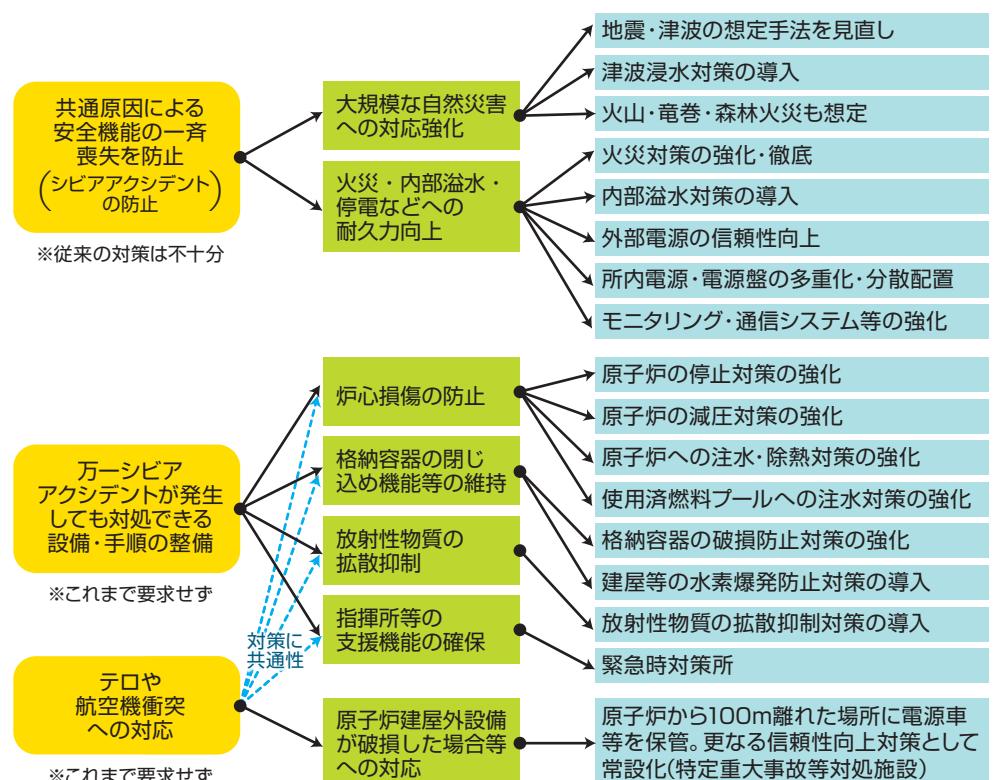
## ● フィルタベントについて

**Q** 7月は、刈羽村の「ラピカ」を会場に定例会を開催した。なお、刈羽村商工会事務局長及び刈羽村区長連絡協議会会長を来賓に迎え、感想をいただいた。先月に引き続き、原子力発電所の新規制基準について活発な質疑応答を行った。

8月は、東京電力から柏崎刈羽原子力発電所6・7号機における新規制基準への適合性やフィルタベント設備の説明も受けた。今号では2回の会議内容をまとめた。

## 新規制基準の基本的な考え方と主な要求事項

共通原因による機能喪失及びシビアアクシデントの進展を防止するための基準を策定



出典：原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所 第122回定例会資料



## 規制庁

ファイルタベント設置を規制庁が義務付けた事実はない。新規制基準での要求は、シビアアクシデントが起きたときに格納容器が破損するような内圧上昇が起こる事象を想定して解析を行い、格納容器が破損しないような対策、さらにシビアアクシデントを起こさない対策を求めている。放射性物質の総放出量の制限要求をかける技術基準ではない。現在、議論の過程ではあるが、シビアアクシデントの場合セシウム137の放出量を100テラ（100兆ベクレルを下回ること）という安全目標があり、それに照らし合わせて評価を行っていく。

## 規制庁

希ガスについては明確な目標としないよう要求をかけ評価を行うが、シビアアクシデントの可能性はゼロではない。原子炉が壊れる事故を想定した上でそれを防ぐ設備対応を行い、これに基づき事故を抑えられる評価を要求し、その妥当性を確認することになる。

## Q

シビアアクシデントが起きたときどうするかという具体策は考えていないということか。

## 規制庁

シビアアクシデントが起つたから防災対策が必要といっているわけではなく。それの段階で事故が起こらないような対策にしつかりと要求をかけて評価し、防災対策を行うという考え方。事故が起きて放射性物質が大量に漏れるから防災対策をするのではないことはご理解いただきたい。具体的なことについては、県や市町村、地元の防災計画の中で対応していただくことが基本的な考え方。

## Q

3月に原子力防災訓練を行ったが問題点がたくさんあった。防災でそれを賄うのであれば、防災対策をきちんとすることを規制委員会で言っているのか。

## Q

シビアアクシデント対策にはファイルタベントの他にどんな対策があるのか。また、希ガスについてどのレベルで放出されるのか、人体にはどのような危険性があるのか。

## 東京電力

シビアアクシデントが起つたから防災対策が必要といっているわけではなく。それの段階で事故が起こらないような対策にしつかりと要求をかけて評価し、防災対策を行うという考え方。事故が起きて放射性物質が大量に漏れるから防災対策をするのではないことはご理解いただきたい。具体的なことについては、県や市町村、地元の防災計画の中で対応していただくことが基本的な考え方。

## 東京電力

格納容器の破損防止対策として、現在はファイルタベントが挙げられているが、それ以外の方法はないのか。破損防止対策をしつつ、放射性物質を閉じ込め対策は考えているのか。またその可能性はどうか。

## Q

シビアアクシデント対策にはファイルタベントの他にどんな対策があるのか。また、希ガスについてどのレベルで放出されるのか、人体にはどのような危険性があるのか。

## 規制庁

BWR（沸騰水型原子炉）は格納容器が小さいことから、現実的にファイルタベントしかないだろうと。しかし、常に新しい技術開発、新しい知識に基づき、その先の安全性に対して向上していただきたいというの規制委員会の考え方。

## 新規制基準の考え方などについて質疑応答

概要

**開催日** 平成25年8月7日（水） **場 所** 柏崎原子力広報センター（研修室） **出席者** 14名（欠席6名）  
**オブザーバー** 新潟県、柏崎市、刈羽村、原子力規制事務所（原子力規制庁）、地域担当官事務所（工エネ庁）、東京電力（株）  
**内 容** •前回定例会以降の動き、新規制基準の考え方などについて質疑応答



**規制庁** 新規制基準改正前は、シビア  
アクシデントについては規制として  
見ていかなかった。十数年前、当時の

**Q**元々の原子炉設置許可の時、圧力容器や格納容器の性能や基本設計がどのように承認されたのか、その後の自主的なシビアアクシデント対策などの事実関係をきちんと説明してからでなければ、せっかくの議論も共通認識できないのではないか

**規制庁** 新規制基準はあくまでも基準であり性能要求で、法令上の数値は示してない。一方、その判断については、審査ガイドを制定し、個々の目安としている。例えば、セシウム137の放出量は、100テラベクレル以下としているのは、福島第一で放出された100分の1の量で、福島のような長期避難に至らず、比較的短期間で戻れるであろう目標値として要求した。

●新規制基準や柏崎市・刈羽村の事前了解について



**Q** 県の技術委員会に法律的な裏づけや責任はあるか。

**柏崎市** 東京電力からの説明を受け、規制委員会へもそういうものを求めていることを確認し、市議会に意見を聞いた上で市長が最終的に安全協定上の事前了解として判断した。福島事故のような過酷事故を回避するためには必要との判断から事前了解した。

**Q** フィルタベントによる住民の被  
ばくの可能性について柏崎市と  
刈羽村はどのように想定して事  
前了解としたのか。

原子力安全委員会でシビアアクシデントを導入する議論があり、その採用については、事業者の自主判断となつた。BWRを採用している会社は耐圧強化ベントという形で補強工事を行い、シビアアクシデント対策として進めてきた経緯がある。

## ●汚染水・遮水壁などについて

## 新規制基準について

福島の事故前には立地審査指針があり、その数値で住民は被ばくかられていた。しかし、いつのまに事故から住民を守るものが曖昧になつていて、規制庁は、科学的な判断で住民の被ばくについてどうあるべきか示してほしい。

●新規制基準審査の申請についてマイ  
コミのミスリードを感じる。国民が  
知る権利を、ヒステリックな情報  
阻害することのないよう反省してほ  
しい。

● 東京電力が審査申請したいとする  
とは当然のこと。知事が、国民に  
理解できないことと一方的な見方を  
するのは残念。

東京電力が新規制基準に伴つて審  
議したいことに対する反対意見  
が大きく驚いた。原子力発電所がさ  
るのだから不良資産を優良資産にさ  
しい。

柏崎刈羽発電所が、新規制基準に当てはまっているのか調べてもりることは非常に有意義。規制委員会に委ねてダメなところは引き返す立場を取らなければ議論は進まない。

審査の申請をしたいと聞いて大変お世話になつたが、6・7号機は、従来型のBWRと比べると経費節減でこれ多数の問題がある。シビアアクション策も施されていないのでどうやるか。

れを求める権利があるはず。新規基準審査の申請よりも、福島を事故の前の状態に戻すことが東京電力で今やらなければならぬ義務ではなかいか。

**【意見・要望】**

- 新規制基準は、国民に対する安全・安心ではなく原発再稼働のための基準ではないのか。規制委員会が対策工事を完了しなくとも申請を受け付けるというのは理解できない。
- 福島原発の過酷事故後、1年間の敷地境界での積算線量が大幅に高かつたことを考慮すれば、新規制基準で
- どんな事故が起きても被ばくはさせないというのが地元との約束だった。我々には、最初の約束に立ち返りそ



## 安全協定に基づく 事前了解について

- 新規制基準のフィルタベント設備に対する適合審査について、市と村が事前了解を出したことは納得できず、非常に拙速だったと感じる。原発の地元住民を犠牲にして東京を守るようなベントの考え方は簡単には容認できない。
- フィルタベント設備に係る市、村の事前了解について、粒子状の放射性物質の放出が1000分の1になるから、これが少ないと判断するのはおかしい。市長が判断する前に県には技術委員会があるのだから専門家の意見を仰いだ上で回答すべきではないか。

## 国への要望ほか

国はきちんと説明責任を果たし、住民が全て納得できる形で議論を進めてしまい。

帰ることができない状況で、わずか半日足らずの被ばくで死に至るほど の高濃度汚染水の海洋流出。東京電力は本気で取り組んでいるのか。汚染水が増え続け管理できていないのだから、国が出した事故収束宣言は撤回すべき。

今年になつてからネズミが原因での停電、高濃度汚染水の海洋流出など

落ちているのではないか。熟練スタッフがかなりの被ばくをしてこれ以上従事できず、かき集めの作業員が作業にあたっているのではないかと心配している。再稼働問題と防災がリンクしている。国は、指針だけはつくったが、避難を例にしても避難できるかどうか検証もせずに防災計画だけを自治体に作らせておき、再稼働の政 治判断をするなら防災対策もセットで判断してもらいたい。

〔來賓感想〕



**刈羽村区長連絡協議会会長** 説明と対応をお願いしたい

**刈羽村商工会事務局長** 地域の会は、

**刈羽村商工会事務局長** 地域の会は、いろいろな方の意見を聞いて自分でどう判断するかという部分で大変有効な会だと感じた。委員には原子力や地震等に詳しい方もいるが、村民が必ずしも詳しい知識を持つているわけではない。住民目線の素朴な疑問が大切と感じている。いずれ廃炉の時期を迎えるまで発電所と向き合つていかなければならぬ。国などとの関係者には、地元に対して丁寧な説明と対応をお願いしたい。

刈羽村区長連絡協議会会長 よく「安全神話を信じる」ということが言われるが、原発の安全性など「難しきてわからない」と同じと思つて難しい話ができる地域の会で、間違いが起きないように住民の安全を考えて話し合いを続けてもらいたい。フィルタベントだけでなく二重、三重の安全対策を一住民としてお願ひしたい。福島の難儀な状況や補償が実害に見合っていないとの報道がされているが、事故が起きれば我々も福島と一緒に状況になる。苦しい状況にある福島の皆さんのためにも法律の見直しをお願いしたい。

## 発電所を巡る主な動き

6月6日～8月7日

会後の「地域の会」定例会の開催案内

### 第125回定例会（公開勉強会）

日時：平成25年11月6日（水）午後3:00～  
場所：柏崎市産業文化会館 大ホール

※開催日時や場所は変更になる場合がありますので、会は公開で行な

## 第126回定例会

日時：平成25年12月4日(水)午後6:30～  
場所：柏崎原子力広報センター

ので、今は公開で行われています。

詳しくは事務局にお問い合わせ願います。 傍聴はお気軽にお越し下さい

**地域の会の活動はホームページでご覧いただけます。**  
ホームページでは活動状況をタイムリーにお知らせすると共に、会議録、会議資料の全文を公開しており、資料をダウンロードすることもできます。また、ホームページおよび地域の会に対するご意見・お問合

ページ上からも受け付けています。

漏れをどうして発見できなかつたのか?」や、「(3.11から)2年半も経つてゐるのに、まだ「地下水流入防止」対策ができないのか?」とか「これまで処理は順調に推移している話だつたが、急に事故やトラブルが多いのは何故?」というような発言が多くあつた。

こうなつてくると、廃炉は本当にできるのだろうか不安である。奇しくもチエルノブリ原発廃炉作業の「様子が新聞に載つた。責任者曰くあるの『事故』途は立つていない」というのが、27年経つたが、廃炉完了である。もちろん、廃炉施設の損傷や溶融の状況が異なるのである。

この号が発行されるころ、再び新島第1原発の最前線で、放射線被漏れば、福島第一原発の汚染水漏れ事故のことであり、9月の定例会でも、漏れをどうして発見できなかつたのか?」や、「(3.11から)2年半も経つてゐるのに、まだ「地下水流入防止」対策ができないのか?」とか「これまで処理は順調に推移している話だつたが、急に事故やトラブルが多いのは何故?」というような発言が多くあつた。

こうなつてくると、廃炉は本当にできるのだろうか不安である。奇しくもチエルノブリ原発廃炉作業の「様子が新聞に載つた。責任者曰くあるの『事故』途は立つていない」というのが、27年経つたが、廃炉完了である。もちろん、廃炉施設の損傷や溶融の状況が異なるのである。

この号が発行されるころ、再び新島第1原発の最前線で、放射線被漏れば、福島第一原発の汚染水漏れ事故のことであり、9月の定例会でも、漏れをどうして発見できなかつたのか?」や、「(3.11から)2年半も経つてゐるのに、まだ「地下水流入防止」対策ができないのか?」とか「これまで処理は順調に推移している話だつたが、急に事故やトラブルが多いのは何故?」というような発言が多くあつた。

こうなつてくると、廃炉は本当にできるのだろうか不安である。奇しくもチエルノブリ原発廃炉作業の「様子が新聞に載つた。責任者曰くあるの『事故』途は立つていない」というのが、27年経つたが、廃炉完了である。もちろん、廃炉施設の損傷や溶融の状況が異なるのである。

この号が発行されるころ、再び新島第1原発の最前線で、放射線被漏れば、福島第一原発の汚染水漏れ事故のことであり、9月の定例会でも、漏れをどうして発見できなかつたのか?」や、「(3.11から)2年半も経つてゐるのに、まだ「地下水流入防止」対策ができないのか?」とか「これまで処理は順調に推移している話だつたが、急に事故やトラブルが多いのは何故?」というような発言が多くあつた。